



# 広報さつま

— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町 —

令和6年5月2日：第3版

## 【お知らせ版】

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係

電話：(0996)24-8919

税務課 町民税係から

### 減税 個人住民税が定額減税されます

税制改正により、令和6年度分の個人住民税が定額減税されます。

#### 【対象者】

前年の合計所得金額が、1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者  
※個人住民税が非課税または均等割のみの方は対象外です。



実施方法の詳細

#### 【減税額】

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円  
※定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

#### 【定額減税の実施方法】

徴収の種類	減税の実施方法
給与からの特別徴収 (給与所得者)	令和6年6月分は徴収されず、定額減税後の税額が令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で徴収されます。 ※均等割のみの方(定額減税対象外)は、令和6年6月に全額徴収されます。
普通徴収 (事業所得者など)	定額減税前の税額を基に算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次控除されます。
公的年金などからの特別徴収 (年金所得者)	定額減税前の税額を基に算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。

#### 【その他】

- ・減税額は、納税通知書または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載されています。
- ・定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など全ての控除が行われた後の所得割額から控除されます。
- ・所得税の定額減税もあります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
- ・減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。



所得税の定額減税



別途給付金  
(調整給付)



<お問い合わせ先>

さつま町役場

税務課 町民税係

電話：(0996)24-8922

窓口：本庁1階2番

**助成** 「かごしま出会いサポートセンター」の登録料を全額助成します

町では、結婚を希望する男女の出会いを支援するため、鹿児島県が開設する「かごしま出会いサポートセンター」の登録料を全額助成します。この機会に一步踏み出してみませんか？

**【対象者】**

- ・町内に住所がある方
- ・申請時点で39歳以下の方
- ・今年4月1日以降に登録、更新料が発生する方
- ・町税などの滞納がない方

**【補助額】**

センターの登録料の全額 ※1人につき1回限り

**【申込方法】**

専用の申請フォームからお申し込みください。



◀ 町ホームページから  
申請フォームへお進みください

**【その他】**

下記の日程で出張登録・閲覧会を行います。  
無料で参加できますので、ぜひお越しください。

日時: 令和6年6月23日(日)

場所: 宮之城文化センター2階 小会議室



＜お問い合わせ先＞

さつま町役場

総合政策課 企画政策係

電話: (0996)24-8916

窓口: 本庁 2階 10番

**募集**

**婚活サポーターを募集します**

町民の結婚支援につながる活動を行う婚活サポーターを募集します。

**【サポーターの要件】**

- ・町民で20歳以上の個人または5人以上で構成される団体
- ・結婚紹介を職業としていない方で、未婚者の紹介から結婚に至るまで仲立ちを務められる方

**【活動内容】**

- ・相談者の引き合わせ
- ・他のサポーターの相談者との合同婚活
- ・相談者の理想の相手や年齢を把握し、サポーター同士で情報共有
- ・婚活イベントの案内
- ・情報交換会への出席
- ・年1回、活動内容の報告書を提出

**【活動費】**

1人20,000円支給

※支給要件あり



◀ 婚活サポーター

＜申込み・お問い合わせ先＞

さつま町役場 総合政策課 企画政策係

電話: (0996)24-8916

窓口: 本庁 2階 10番

**助成**

**結婚新生活支援事業補助金**

町では、新生活をスタートする新婚世帯を対象に、新居の購入費用や家賃、引越し費用などを支援します。

**【申請受付期間】**

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

**【補助額】**

1世帯あたり上限30万円 ※千円未満切り捨て

**【対象世帯】**

- ・令和6年1月1日から令和7年3月31日に入籍した世帯
- ・夫婦共に婚姻時の年齢が39歳以下の世帯
- ・夫婦の所得を合わせて500万円以下の世帯
- ※奨学金を返済している世帯は返済額を控除
- ・夫婦共に町税などの滞納がない世帯

**【補助対象】**

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの住宅の取得費用、賃貸費用(1月分の家賃、敷金)



結婚新生活支援  
事業補助金

＜申込み・お問い合わせ先＞

さつま町役場 総合政策課 企画政策係

電話: (0996)24-8916

窓口: 本庁 2階 10番

**案内** 行政相談所を開設します ～行政の悩みごとについて相談してみませんか～

毎日の暮らしの中で、国・県・町が行っている仕事への疑問や相談ごとはありませんか。行政相談所では、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、公正・中立の立場で相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られます。

**【日程】**

開催日	時間	場所	相談委員
5月14日(火)	午前10時～正午	虎居地区公民館	轆轤 直樹
5月15日(水)	午前9時～正午	薩摩農村環境改善センター	豎山 修啓 貴島 晃人
5月16日(木)	午前10時～正午	宮之城ひまわり館	轆轤 直樹

**■5月以外でも行政相談を実施します**

開催日	時間	場所
毎月第3木曜日 ※心配ごと相談と合同実施	午前10時～正午	宮之城ひまわり館
毎月第3水曜日 (1月を除く)	午前9時～正午	薩摩農村環境改善センター

**【その他】**

- 相談は、どの会場でも可能です。
- 予約は不要です。



＜お問い合わせ先＞  
さつま町役場 総務課 行政係  
電話：24-8912  
窓口：本庁2階 11番

**助成** 6月1日から7日は水道週間です ～水道水 安心・安全 これからも

水道は、私たちの生活に不可欠な水を安定的に供給する施設で、生活基盤として欠かすことができません。水道週間を機会に、水道への理解と関心を高めましょう。

**■私有地で漏水したら**

メーター器以外の給水管は個人の所有財産ですので、メーター器よりも本管側でも私有地内は個人負担での修理となります。町の指定給水装置工事店に修理を依頼してください。

町指定給水装置工事店一覧 ▶



**■水道料金の請求**

毎月10日頃までに検針を行い、下旬に納付書を発行します。納期限は当該月の末日です。金融機関、役場、コンビニ、スマホ決済アプリで納付できます。  
※通常の使用状況で水道料金が大きく増加している場合は、漏水の可能性がります。水道メーターをご確認ください。

**■口座振替が便利です**

口座振替は納め忘れがなく、納めに行く手間が省けます。町内の各金融機関で、口座振替依頼書に記入・押印し、お申し込みください。

**■届出はお早めに**

転入・転出・転居をされる場合は、水道の手続きが必要です。

水道の手続き ▶



＜お問い合わせ先＞  
さつま町役場  
水道課 水道管理係  
電話：(0996)26-1830  
窓口：本庁2階 8番

## 案内

## 令和6年度 狂犬病予防集合注射を実施します

犬は狂犬病予防法により登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。

町では、次の日程で狂犬病予防集合注射を実施しますので、都合のよい場所で受けてください。

## 【料金】

- ・注射料金 3,400 円
- ・登録料金 3,000 円(新規の場合のみ)

## 【内容】

- ・注射と登録は、どの会場でもできます。
- ・犬を譲り受けた場合、犬が死亡した場合も必ず届け出てください。死亡届出については、『電話連絡』でも構いません。
- ・開始時刻が若干遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

## 【注意事項】

- ・犬が暴れることがあるので、しっかりと捕まえられる方が連れてきてください。
- ・注射の前後はできるだけ安静にし、激しい運動は避けてください。
- ・妊娠中や授乳中の犬は予防接種を避け、後日、動物病院や脱ろうで受けてください。
- ・注射後、約2週間は他の予防注射は受けしないでください。
- ・犬の登録及び予防注射を受けさせなかった場合や登録鑑札及び注射済票を装着していない場合は、20万円以下の罰金に処されることがあります。(狂犬病予防法第27条)

## 【日程・会場】

## ■5月23日(木).....

- 13:15～13:30 平川区公民館
- 13:40～13:55 大薄公民館
- 14:10～14:25 紫尾区公民館
- 14:35～14:50 柊野区公民館
- 15:05～15:20 種子田公民館
- 15:30～15:45 京塚原公民館

## ■5月24日(金).....

- 13:15～13:30 北原公民館
- 13:40～13:55 久富木区公民館
- 14:05～14:20 山崎交流館
- 14:30～14:45 荒瀬公民館
- 15:00～15:15 須杭公民館
- 15:30～15:50 船木旭公民館
- 16:00～16:20 船木区農業構造改善センター

## ■5月27日(月).....

- 13:15～13:35 鶴田鉄道記念館
- 13:45～14:00 大平公民館
- 14:10～14:20 浦川内橋付近
- 14:30～14:40 大野公民館
- 14:50～15:00 栗野公民館
- 15:10～15:20 大俣公民館下

## ■5月28日(火).....

- 13:15～13:30 鶴田保健センター
- 13:40～13:55 鶴田地区コミュニティセンター
- 14:05～14:20 役場鶴田支所横駐車場
- 14:30～14:45 湯田いきいき研修館
- 14:55～15:10 柏原地区集会施設(ほたる館)
- 15:20～15:35 大願寺公民館

## ■5月29日(水).....

- 13:15～13:25 旧狩宿分校下
- 13:35～13:45 下狩宿公民館
- 13:55～14:10 求名交流館
- 14:20～14:35 下手公民館
- 14:45～15:00 役場薩摩支所駐車場
- 15:10～15:25 広瀬集会所
- 15:40～15:55 佐志交流館

## ■5月30日(木).....

- 13:15～13:25 池山公民館
- 13:35～13:50 永野鉄道記念館
- 14:00～14:10 築平公民館
- 14:20～14:30 北方町公民館
- 14:40～14:55 武公民館
- 15:05～15:20 中津川交流館
- 15:30～15:45 別野公民館

## ■5月31日(金).....

- 13:15～13:30 泊野地区林業集会所
- 13:40～13:55 浅井野公民館
- 14:05～14:20 白男川紫陽館
- 14:30～14:50 西公園(虎居)
- 15:00～15:15 時吉地区農業管理センター横
- 15:25～15:40 太陽児童公園
- 15:50～16:05 宮之城保健センター



<お問い合わせ先>

さつま町役場

町民環境課 環境係

電話:(0996)24-8928

窓口:本庁1階1番